

総務常任委員会

(令和2年11月24日)

○ 荻須智之委員長

それでは、総務常任委員会を開会いたしますので、インターネット中継を開始してください。

冒頭に委員会別の議案聴取会について、これとってテーマもなさそうですが、皆様からご要望がありましたらと思うんですが、ご意見いかがでしょうか。今のところ、もうなしということにしようかと思っておりますが、よろしいですか。

(異議なし)

○ 荻須智之委員長

ありがとうございます。

続きまして、先般、豊田委員から発言の訂正をという申出をいただきましたので、一応文面にしましたので読ませていただきます。

次に、その他の項目ですが、委員の皆様、さきの8月定例月議会での決算分科会に関するご報告がございますので、ここで決算常任委員会総務分科会に切り替えさせていただきます。

8月定例月議会中の決算常任委員会総務分科会における発言について、豊田政典委員から事実誤認のため発言の訂正を行いたい旨の申出がございました。

当該発言部分は、監査事務局の決算認定における措置を講じたときの報告及び公表についての議論中、以前に監査結果を市民に報告する場の設定を提案し、本市議会選出の監査委員からも賛同の同意をもらったという発言のうち、本市議会選出の監査委員からも賛同の意見をもらったという部分を削除しようとするものでございます。

本件については、後日私のほうから決算常任委員会全体会の場でご報告させていただき、訂正の意思が示されたことを会議録に残すとともに、今年度の総務常任委員会年間白書については、委員の意を酌んで発言の修正をさせていただきたいと思っております。

なお、決算常任委員会全体会での報告につきましては、今後、決算常任委員長や議会事務局とも相談の上調整させていただきたいと思っておりますが、恐らく12月定例月議会中のタイミングになろうかと思っておりますので、よろしく願いますということで、豊田委員、よろ

しいですか。

訂正させていただきます。

議案第46号 四日市市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

議案第47号 四日市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

議案第48号 四日市市職員給与条例の一部改正について

議案第49号 四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

#### ○ 荻須智之委員長

それでは、総務常任委員会として、議案第46号四日市市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、議案第47号四日市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第48号四日市市職員給与条例の一部改正について、議案第49号四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを一括で議題といたします。

本件について、資料の説明を求めます。

#### ○ 柴田人事課長

人事課、柴田でございます。よろしく申し上げます。

議案第46号四日市市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正から、議案第49号四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正までの4議案について一括して説明させていただきます。

タブレット06の①、11月緊急議会、04総務常任委員会、104提出議案参考資料のほうでさせていただきます。

#### ○ 荻須智之委員長

よろしいでしょうか。

申し上げます。

## ○ 柴田人事課長

では、5ページをよろしくお願いいたします。

議案第46号から第49号までの条例改正につきましては、いずれも本年度の人事院勧告等に準拠し関係する条例の改正をお願いするものでございます。

令和2年度の人事院勧告は、10月7日及び28日に出されております。民間給与実態調査につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により6月から7月にかけて、昨年8月から本年7月までのボーナスに関する調査を、また、8月から9月にかけて、4月分の給与に関して、企業規模、事業所規模が50人以上の全国の民間事業所から抽出した約1万2000事業所を対象に調査を行ったものでございます。

調査の結果についてでございますが、公務と民間の給与比較において、月例給でマイナス164円、ボーナスでマイナス0.04月分の差額が発生していたということから勧告が出されたものでございます。

その内容についてでございますが、月例給に関しましては、民間給与との較差が極めて小さく、給与表等の適切な改正が困難であることから月例給の改正は行わないこと、また、期末手当の支給月数については、0.05月引き下げるとする内容でございます。

国家公務員の給与法等の改正につきましては、人事院勧告どおり11月6日に閣議決定がなされておるところでございます。

それでは、まず、議案第46号、議員の皆様の手当についてでございます。

市議会議員の手当は、国会議員等との整合性を持ち、国家公務員の指定職に準じて改正を行っておるところでございます。

改正内容につきましては、現在の12月期末手当の1.7月分を1.65月分に、0.05月引き下げるものでございます。

令和3年度以降につきましては、6月及び12月の期末手当の支給月を均等化するものでございます。これは、人事院が民間給与実態調査の結果、国家公務員の期末手当の支給月を均等化したためでございます。

続きまして、議案第47号でございます。

市長及び副市長の手当でございますが、議員の手当の配分と同じという形でございます。

続きまして、議案第48号についてでございます。

こちらにつきましては、一般職員に対するものでございます。

6 ページをお願いいたします。

一般職員の12月期末手当の支給月数について、1.3月分を1.25月分に、0.05月引き下げるものでございます。

令和3年度以降の期末手当につきましては、均等化を図り支給月数を同じにするというものでございます。

なお、今回の一般職員に対する給与改正につきましては、職員団体と交渉を持ち、妥結いたしておるところでございます。

続きまして、7 ページをご覧ください。

議案第49号、任期付職員に対するものでございます。

現在の12月期末手当の1.7月分を1.65月分に、0.05月引き下げるものでございます。

また、令和3年度以降の期末手当につきましては、均等化を図り支給月数を同じにするというものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

#### ○ 萩須智之委員長

ありがとうございます。

説明はお聞き及びのとおりです。

ご質疑がありましたら挙手にてご発言願います。

#### ○ 豊田政典委員

議案第46号から4議案とも、その改正の根拠、人事院勧告ということですが、それぞれについて人事院勧告との関係性、ねばならないのか、そうでないのか、改めて確認させてください。

#### ○ 柴田人事課長

ねばならないということではないというところではございます。ただ、公務員の給与につきましては、均衡の原則というようなところで、国、またはほかの地方公共団体、民間に準拠するというところがございます。そういった中で改正のほうをお願いさせていただいておるところでございます。

また、議員の皆様の報酬というところにつきましても、こちらにつきましても、先ほど説明させていただきましたように、国会議員に準拠するというところから整合性を保つというところで、国家公務員の指定職という形に準じて改正のほうを行わせていただきたいというところでございます。

以上でございます。

○ 豊田政典委員

4議案とも、ねばならないではないということですか、職員も任期付も。準拠。

○ 柴田人事課長

ねばならないというところではございません。

○ 荻須智之委員長

豊田委員、よろしいですか。

○ 豊田政典委員

いや、全然よくない。

○ 荻須智之委員長

どうぞ。

○ 豊田政典委員

議案第46、47号、特別職についてなんですけど、これまでも議論してきました。2010年、私、それから、2016年、早川議員、2019年、2020年、私。要するに、人事院勧告に準拠するという内容は、とりわけ特別職については、根拠は昭和31年の自治省通知ですね。昭和31年、何年前ですか。それを半世紀以上たっても、四日市は江戸時代のように中央の言のまま従ってきているのは私はおかしいということを通じて申し上げてきていると、この議論になるたびにね。今までのやり取りを改めて振り返っていくと、政令市以上でなくても、例えば四日市市でも、例えばですよ、人事委員会をつくることもできる。それから、報酬審というのが特別職についてはあるけれども、四日市の場合は、期末手当については

報酬審にかけていませんが、報酬だけかけていますよね。これもよく分からない、理由が。これもかけている市もあると、今までの質疑応答で確認しています。その際からずっと言っているのは、いつまでたっても人事院勧告に準拠し、国が決めたこと、国の組織が決めたことにただ従うだけでね、ただ従うだけで資料も示さず、報酬、今回は手当、期末手当を決めるっていうのは、私は、その考え方がおかしいのではないかとということをずっと言っている。その企業との比較という考え方は、理解できなくはないのですが、それだって、全国津々浦々全く違うわけですよ。そこまで踏み込めませんが、期末手当の改定、改正の考え方の根拠として、いつまでそんな人事院勧告に準拠なんて、昭和31年の自治省通知にしがみついているのかなというのが私はどうしても解せないなので、改めて考え方を問いたいと思います。

#### ○ 内田総務部長

今、人事院勧告に準拠するという考え方について、本市がこれまで長きにわたりそういう姿勢で臨んできたお話をさせていただく必要があるのかなと思うんですけども、これは、議員の皆様、あるいは職員、別々に考えるのではなくて、我々の給料を中心に申し上げますと、当然それは地方公務員法の規定によりまして、国、あるいは、ほかの地方公共団体の職員の給与、それから、民間事業の従業者の給与等を考慮して定めようとなつてございます。これは、今、課長言いましたけど、均衡の原則と言われるものでございます。具体的には、民間の企業であれば、収益を基本に時給に応じて賃金を決定することができるわけですが、我々地方公共団体の場合は、なかなか市場の抑制力という給与決定上の制約がございませんし、また、目的でございます公共の利益を金銭で把握することは非常に困難であると考えてございまして、同種同等の仕事を民間企業でした場合に支給される民間給与との比較、これは具体的には役職の段階でありますとか勤務の地域、あるいは職員等の学歴、年齢を同じくする者同士の比較によって給与を決めるとなつてございます。

こうした人事院の民間給与との比較方法につきまして申し上げましたけれども、やはり、役職段階、勤務地域、学歴、年齢階層別の国家公務員との平均給与と、これと状況と同じくする民間の平均給与のそれぞれの国家公務員数を乗じた総額を算出しまして両者の水準を比較しているということから、多くの自治体、四日市市も含めて、人事院の調査結果を客観的な数値として捉えておると、そういったことから、本市以外にも多くの自治体の人

事院勧告に準拠して改定しておるということを踏まえたと、冒頭申しましたように、これは、やはり均衡の原則に応じた形を示しておるのかなと我々は考えてございまして、これまでも人事院勧告に準拠した形で議案のほうを改正させていただいておると、このように考えてございます。

以上です。

#### ○ 豊田政典委員

今の話、聞かせていただくと、均衡の原則なる原則というのを重視して、職員については、私は理解できます。できますが、特別職第46号、47号というのは、議案が別になっているということは、それなりの意味が僕はあるとは思うんですよ。元の条例が違うと言えれば違うんですけど。それは、その各自治体独自でね、やはり考える、あるいは、根拠が必要だと思うんです、根拠が。ただ人事院が下げたから上げたからというのでは、根拠としてはあまりにも薄い。何て言うんだ、言葉がうまく出ませんが、あまりにも弱いんじゃないかなと思うんですけれども、その辺り、考え方はどうですか。

#### ○ 内田総務部長

今回の議案第46号、47号、いわゆる特別職、あるいは議員の皆様の手当ということになりますけれども、古い昭和31年でございましたか、そちらの考え方で、国の考え方で、地方の議会の議員様の手当については、国の議員の手当に準じると。それをさらにひもとくと、国家公務員に準拠やという、こういうシナリオになっておって、皆様の手当につきましても、国家公務員に準拠する形、これが示されておると。昭和31年以降、示されているわけですが、国家公務員に準拠ということは、先ほど申しましたように、我々も国家公務員に準拠して今回給与を改定するというところでございますので、一つの考え方としては、双方が国家公務員に準拠しておるということであれば、例えば市の職員の改定の内容と議員の皆様の内容を変える具体的な合理的なやっぱり理由がこれまでも我々としてはなかなか見いだせやんだということがありまして、今回も改定の内容は、これまで同様に上げさせていただいておるということでございます。

以上です。

#### ○ 豊田政典委員



見いだせなかったのを見いだそうとしていないというのは全く違う話でね、見いだそうとされた努力というか作業の跡が全く分からないわけですよ。部長が生まれる前の通知ですよ、こんなものね。こんなものと言いますが、僕は。だから、時代も地方自治体の在り方もどんどん変わっているので、これはもう象徴的な議案だと私は思っただけで、いつまでそんな江戸時代やっているのという感覚が、もう私には、もう根強くというか、今の話を聞いても全く揺るがずにはあるんですけど、反対はしませんけど、ぜひ内田部長がおられる間に考えていただきたいなと、見いだしていただきたいなということは申し上げておきます。

以上。

○ 荻須智之委員長

よろしいですか。

ほかに指標があればということですが、ひとつよろしくお願いします。

○ 森川 慎委員

この改正で、総額で大体どれぐらいの費用が、浮いてくると言っているのかな、余ってくるのかということだけ確認。

○ 柴田人事課長

およそ4600万円ほどになるということでございます。

○ 森川 慎委員

あともう一点、任期付職員の方たちの給与というのも、国家公務員なりに準拠した形の改定って認識していいんですかね。国家公務員としての任期付職員さんに合わせてあるという捉え方でいいの。

○ 柴田人事課長

任期付と言われましても、基本は職員と同じような形にはなりますので、同じような形にはなると思います。

○ 森川 慎委員

私が思うのは、収入が少ないので、この方たちを減らす必要が本当はあったのかなと思って、その辺というのは、配慮とかというのは。何か、何か、今、ここでは出ていないんですけど、そういうのは、考えられるんですか。ちょっと豊田さんのお話に関わってきますけど、四日市市独自として、やはりそういった経済を支えていくとか職員さんの生活を支えていくという意味合いもあると考えると、その辺ももう少し配慮があってもええのかなと個人的には思うんですけども、その辺のちょっと考え方だけ確認させてください。

○ 柴田人事課長

そういった委員ご指摘の部分は十分あるかなというところもございます。

ただ、部長からも話はさせていただいて、合理的な理由というところもある中で、どの部分をというのはなかなか難しいところもあるかなというところもございます。個々を一つずつというわけにも行かないかなというところもございますので、市民の皆さんにご理解いただけるものになるのかというところで、やはり一律に同じような扱いをさせていただいたというところもございます。

以上でございます。

○ 荻須智之委員長

ありがとうございます。森川委員が言われるのは、一律に0.0何パーセントとかというその比例というんでなしに、所得に応じてある程度配慮がなされやんかというところがポイントやと思うんですが、その辺については、今のところお考えになったことがないというお答えでよろしいわけですかね。

○ 柴田人事課長

そこについては、ないというところもございます。

○ 森川 慎委員

行政の責任として、また次以降、こういう機会があるときは、その職員さんの暮らしとか生活ぶりとかいったことも配慮いただきたいと思うので、意見だけ言っておきますので、またお願いします。

終わります。

○ 萩須智之委員長

ほか、いかがでしょうか。

○ 笹岡秀太郎委員

例年より少し遅れた人事院勧告ということで、それぞれ、例えば四日市、何か影響があったの。

○ 萩須智之委員長

影響があったかということ。

○ 内田総務部長

コロナの影響で、勧告が、ボーナスが先行されたのと、2回に分けて給与と分かれたということと、全体的にスケジュールが押していました。

今回、我々、これに関する議案は、例年この12月の時期に上程させていただいておりますけれども、勧告が出てから、この議案の上程までの間、非常に短かったものですから、こんなことを言うとあれですけれども、議案を上程するための準備をしながら組合との交渉もしておったということもありまして、その議案が上程できる前に十分な時間がなかったというのが、一つ大きな違いかなと思っております。

以上です。

○ 笹岡秀太郎委員

これは、国のほうの遅れ、人事院が遅れたのでしようがないけど、でも、うまく今日まで上程に持ち込んだというのは、しっかり努力していただいたのかなと思うんやけど、ご苦労さまでございました。

○ 萩須智之委員長

ねぎらいのお言葉ということで。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

○ 荻須智之委員長

それでは、別段ご質疑もないようですので質疑をこれにて終結いたします。

続いて討論に移ります。

討論がありましたらご発言願います。

(なし)

○ 荻須智之委員長

討論もないようですので、これより採決を行います。

簡易採決させていただきます。

議案第46号四日市市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、議案第47号四日市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第48号四日市市職員給与条例の一部改正について、議案第49号四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 荻須智之委員長

ご異議なしと認め、本件は可決するべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第46号 四日市市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、議案第47号 四日市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第48号 四日市市職員給与条例の一部改正について、議案第49号 四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 荻須智之委員長

これにて総務部所管の議題は全て終了しました。

理事者をご退席ください。

委員の皆様は、しばらくお待ちください。

樋口委員、どうぞ。

理事者、要りますか。

○ 樋口博己委員

ええ、まだ。

○ 荻須智之委員長

ちょっとお待ちください。

○ 樋口博己委員

すみません。この議案の後の報告第14号なんですけど、これは、ちょっとお聞きしたいことがあったんですけど、ここでお聞きすることができるんですか。

(発言する者あり)

○ 樋口博己委員

これは報告なので、できやんですか、質疑は。

(発言する者あり)

○ 樋口博己委員

分かりました。

(発言する者あり)

○ 荻須智之委員長

ちょっとお待ちくださいね。

(発言する者あり)

○ 荻須智之委員長

付託されていないという扱いでええか。

○ 樋口博己委員

これ、付託されていないけれども、総務常任委員会の中の資料に入っているの。

○ 荻須智之委員長

先ほど議長から付託されたのが、この四つの議案ということですよ。

(発言する者あり)

○ 荻須智之委員長

そうですね。

ちょっとお待ちくださいね。

(発言する者あり)

○ 荻須智之委員長

すみません、全体に対してということで、総務常任委員会でもむべき事項ではないなどという回答でございます。ということで、ご了承いただけますでしょうか。すみません。

それでは、理事者、ご退席いただきます。ありがとうございました。お疲れさまです。

それでは、委員長報告につきまして、今回の委員長報告の記載につきましては、正副委員長に一任とさせていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 萩須智之委員長

ありがとうございます。それでは、総務常任委員会をこれにて終わらせていただきます。  
お疲れさまでした。

14 : 57 閉議